

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）（文章）新旧対照表

改正（令和6年4月1日適用）										現行（令和5年8月1日適用）										改訂理由
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文				
1	1						第1編	共通編	1						第1編	共通編				
1	1	1					第1章	総則	1	1					第1章	総則				
1	1	1	1				第1節	総則	1	1	1				第1節	総則				
1	1	1	1	1			1-1-1-1	適用	1	1	1	1			1-1-1-1	適用				
1	1	1	1	1	2			2 受注者は、標準仕様書の適用にあたっては、「林業土木工事監督要綱」及び「林業土木工事検査要領」（以下「監督要綱」及び「検査要綱」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既成部分検査）にあたっては、地方自治法（令和5年5月改正法律第19号）第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。	1	1	1	1	2			2 受注者は、標準仕様書の適用にあたっては、「林業土木工事監督要綱」及び「林業土木工事検査要領」（以下「監督要綱」及び「検査要綱」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既成部分検査）にあたっては、地方自治法（令和2年3月改正法律第5号）第234条の2に基づくものであることを認識しなければならない。	更新			
	1	1	1	12			1-1-1-12	施工体制台帳及び施工体系図	1	1	1	12			1-1-1-12					
6	1	1	1	12	1			1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合は、下請金額にかかわらず、 建設業法施行規則第14条の2に定める事項を記載した 施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	1	1	1	12	1			1 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合は、下請金額にかかわらず、 施工体制台帳を作成し、下請負人の番号または名称、下請負人に係る建設工事の内容及び工期等を記載した 施工体制台帳を工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。	修正（表記の見直し）			
6	1	1	1	12	2			2 第1項で 施工体制台帳を作成した 受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	1	1	1	12	2			2 第1項の受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	修正（表記の見直し）			
8	1	1	1	16			1-1-1-16	工事の一時中止	1	1	1	16			1-1-1-16	工事の一時中止				
8	1	1	1	16	1			1 発注者は、約款第21条第1項及び第2項の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、 第1編1-1-1-50 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1	1	1	16	1			1 発注者は、約款第21条第1項及び第2項の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、1-1-1-49臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	表記の統一（該当する編を記載）			
8	1	1	1	16	4			4 工事一時中止の具体的な考え方や手続きについては「林業土木工事一時中止に係る手引き」による。								新規	新規追加（特記仕様書からの編入）			
	1	1	1	17			1-1-1-17	設計図書の変更	1	1	1	17			1-1-1-17	設計図書の変更				
8	1	1	1	17				設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。 また、その具体的な考え方や手続きについては「林業土木工事設計変更の手引き」による。	1	1	1	17				設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。	新規追加（特記仕様書からの編入）			
10	1	1	1	21	4			4 受注者は、 土砂、碎石、加熱アスファルト混合物 を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	1	1	1	21	4			4 受注者は、 コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等 を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	誤植（資源有効利用促進法省令による）			

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）（文章）新旧対照表

改正（令和6年4月1日適用）										現行（令和5年8月1日適用）									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	改訂理由		
24	1	1	1	42	1	89		(89) エコツーリズム推進法（平成23年8月改正 法律第105号）								新規	新規追加		
24	1	1	1	42	1	90		(90) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（令和5年5月改正 法律第22号）								新規	新規追加		
24	1	1	1	42	1	91		(91) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年6月 法律第68号）								新規	新規追加		
27	1	1	1	52			1-1-1-52	石綿使用の有無											
27	1	1	1	52				受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。								新規	新規追加		
27	1	2					第2章	土工	1	2					第2章	土工			
28	1	2	2				第2節	適用すべき諸基準	1	2	2				第2節	適用すべき諸基準			
28	1	2	2		1			また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	1	2	3		1			また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	適切な表現に修正		
28	1	2	3				第3節	治山土工	1	2	3				第3節	治山土工			
31	1	2	3	4			1-2-3-4	掘削工	1	2	3	4			1-2-3-4	掘削工			
31	1	2	3	4	6			6 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかけられないように努めなければならない。	1	2	3	4	6			6 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかけられないように努めなければならない。	誤植		
31	1	2	3	5			1-2-3-5	盛土工	1	2	3	5			1-2-3-5	盛土工			
32	1	2	3	5	11			11 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかけられないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	3	5	11			11 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかけられないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	誤植		
34	1	2	3	9			1-2-3-9	残土処理工	1	2	3	9			1-2-3-9	残土処理工			
34	1	2	3	9	2			2 残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかけられないよう努めなければならない。	1	2	3	9	2			2 残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかけられないよう努めなければならない。	誤植		
34	1	2	4				第4節	道路土工	1	2	4				第4節	道路土工			
35	1	2	4	2			1-2-4-2	掘削工	1	2	4	2			1-2-4-2	掘削工			
36	1	2	4	2	7			7 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかけられないように努めなければならない。	1	2	4	2	7			7 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかけられないように努めなければならない。	誤植		
36	1	2	4	3			1-2-4-3	路体盛土工	1	2	4	3			1-2-4-3	路体盛土工			
37	1	2	4	3	14			4 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかけられないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	4	3	14			4 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかけられないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	誤植		
37	1	2	4	4			1-2-4-4	路床盛土工	1	2	4	4			1-2-4-4	路床盛土工			
38	1	2	4	4	16			16 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかけられないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	4	4	16			16 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかけられないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用場合は同様とする。	誤植		

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）（文章）新旧対照表

改正（令和6年4月1日適用）										現行（令和5年8月1日適用）										改訂理由
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文				
40	1	3					第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	3					第3章	無筋・鉄筋コンクリート				
40	40	3	1				第1節	適用	1	3	1				第1節	適用				
40	1	3	1		3			3 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編） 「2017年制定」 」（土木学会、2018年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	3	2	1	3			3 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、 平成30年 3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	誤植			
40	1	3	2				第2節	適用すべき諸基準	1	3	2				第2節	適用すべき諸基準				
40	1	3	2		1			(1) 土木学会コンクリート標準示方書（施工編） 「2017年制定」 （2018年3月） (2) 土木学会コンクリート標準示方書（設計編） 「2017年制定」 （2018年3月） (3) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 「2012年版」 （平成24年6月）	1	3	2		1			(1) 土木学会コンクリート標準示方書（施工編）（ 平成30年3月 ） (2) 土木学会コンクリート標準示方書（設計編）（ 平成30年3月 ） (3) 土木学会コンクリートのポンプ施工指針（平成24年6月）	誤植			
40	1	3	2		1			土木学会 鉄筋定着・継手指針 「2020年制定」 （令和2年3月）	1	3	2		1			土木学会 鉄筋定着・継手指針（令和2年3月）	誤植			
40	1	3	2		1			日本鉄筋継手協会鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年8月）	1	3	2		1			公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事（平成29年9月）	修正			
41	1	3	3				第3節	レディーミクストコンクリート	1	3	3				第3節	レディーミクストコンクリート				
41	1	3	3	2	1		1-3-3-2	工場の選定	1	3	3	2	1		1-3-3-2	工場の選定				
41	1	3	3	2	1	1		(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（ 令和4年6月改正 法律68号 ）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	1	3	3	2	1	1		(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（ 平成30年5月30日公布 法律第33号 ）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート 品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。	修正			
41	1	3	3	2	1	2		(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（ 令和4年6月改正 法律68号 ）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめ、その資料により監督員の確認を得なければならない。	1	3	3	2	1	2		(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（ 平成30年5月30日公布 法律第33号 ）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめ、その資料により監督員の確認を得なければならない。	修正			
43	1	3	5			1	第5節	現場練りコンクリート	1	3	5			1	第5節	現場練りコンクリート				
43	1	3	5	4			1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ	1	3	5	4			1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ				
44	1	3	5	4	3	2		(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及び ISCE-I 502-2013 「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	1	3	5	4	3	2		(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及び 土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」 により行わなければならない。	修正			
45	1	3	6				第6節	運搬・打込み	1	3	6				第6節	運搬・打込み				
45	1	3	6	4			1-3-6-4	打込み	1	3	6	4			1-3-6-4	打込み				
46	1	3	6	4	5			5 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 「2012年版」 5章圧送」（土木学会、平成24年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	1	3	6	4	5			5 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針（ 案 ）5章圧送」（土木学会 平成24年6月）の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	誤植			

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）（文章）新旧対照表

ページ	改正（令和6年4月1日適用）						現行（令和5年8月1日適用）						改訂理由											
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下					
	49	1	3	7									1	3	7									
	49	1	3	7	3								1	3	7	3								
49	1	3	7	3	3								1	3	7	3	3							誤植
	51	1	3	7	5								1	3	7	5								
52	1	3	7	5	8	1②							1	3	7	5	8	也						誤植
62	2						第2編						2											
65	2	2					第2章						2	2										
65	2	2	2				第2節						2	2	2									
65	2	2	2	7			2-2-2-7																	
65	2	2	2	7	1																			新規追加（特記仕様書からの編入）
65	2	2	2	7	2																			新規追加（特記仕様書からの編入）
65	2	2	2	7	3																			新規追加（特記仕様書からの編入）
65	2	2	2	8			2-2-2-8																	
66	2	2	3				第3節						2	2	3									
66	2	2	3	1			2-2-3-1						2	2	3	1								
66	2	2	3	1	1								2	2	3	1	1							新規追加（特記仕様書からの編入）
66	2	2	3	1	1								2	2	3	1	1							追加
79	2	2	6				第6節						2	2	6									
81	2	2	6	3			2-2-6-3						2	2	6	3								
81	2	2	6	3	5								2	2	6	3	5							誤植
82	2	2	8				第8節						2	2	8									
85	2	2	8	3			2-2-8-3						2	2	8	3								

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）（文章）新旧対照表

ページ	改正（令和6年4月1日適用）						現行（令和5年8月1日適用）						改訂理由						
	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項	項以下
85	2	2	8	3			2	2	8	3			2	2	8	3			更新
92	3						3						3						
92	3	1					3	1					3	1					
92	3	1	2				3	1	2				3	1	2				適切な表現に修正
92	3	1	2				3	1	2				3	1	2				更新
92	3	1	2				3	1	2				3	1	2				修正
93	3	1	2				3	1	2				3	1	2				誤植、新規追加
93	3	1	3				3	1	3				3	1	3				
104	3	1	3	13			3	1	3	13			3	1	3	13			
105	3	1	3	13	2	1	3	1	3	13	2	1	3	1	3	13	2	1	誤植
123	3	1	4				3	1	4				3	1	4				
127	3	1	4	5			3	1	4	5			3	1	4	5			
129	3	1	4	5	19		3	1	4	5	19		3	1	4	5	19		修正
139	3	1	7				3	1	7				3	1	7				
149	3	1	7	7			3	1	7	7			3	1	7	7			
152	3	1	7	7	4	12	3	1	7	7	4	12	3	1	7	7	4	12	文言追加

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）（文章）新旧対照表

改正（令和6年4月1日適用）										現行（令和5年8月1日適用）									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	現行条文	改訂理由		
168	3	1	7	14			3-1-7-14	砂利路盤工											
168								受注者は、路面仕上げの施工にあたっては、設計図書に記載された横断勾配により仕上げなければならない。								新規		林野庁に準拠	
230	4						第4編	治山防潮工等	4						第4編	治山防潮工等			
230	4	1					第1章	堤防・護岸	4	1					第1章	堤防・護岸			
233	4	1	6				第6節	護岸工	4	1	6				第6節	護岸工			
234	4	1	6	5			4-1-6-5	コンクリート被覆工	4	1	6	5			4-1-6-5	コンクリート被覆工			
234	4	1	6	5	6			6 受注者は、裏込石の施工にあたっては、碎石、割ぐり石またはクラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。	4	1	6	5	6			6 受注者は、裏込石の施工にあたっては、碎石、割ぐり石またはクラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。	表記統一（「クラッシュラン」で表記統一）		
251	5						第5編	溪間・山腹工等	5						第5編	溪間・山腹工等			
261	5	3					第3章	溪間工	5	3					第3章	砂防堰堤			
261	5	3	2				第2節	適用すべき諸基準	5	3	2				第2節	適用すべき諸基準			
261	5	3	2					土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）〔2013年制定〕（2013年10月）	5	3	2					土木学会 コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）（平成25年10月）		誤植	
261	5	3	2					土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）〔2017年制定〕（2018年3月）	5	3	2					土木学会 コンクリート標準示方書（施工編）（平成30年3月）		誤植	
315	6						第6編	林道編	6						第6編	林道編			
315	6	1					第1章	林道	6	1					第1章	林道			
315	6	1	2				第2節	適用すべき諸基準	6	1	2				第2節	適用すべき諸基準			
315	6	1	2					受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	6	1	2					受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	適切な表現に修正		
315	6	1	2					日本道路協会 落石対策便覧（平成29年12月）	6	1	2					日本道路協会 落石対策便覧（平成12年6月）		修正	
315	6	1	2					日本建設機械施工協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）	6	1	2					日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック（除雪編）（平成16年12月）		修正	
325	6	2					第2章	舗装	6	2					第2章				
326	6	2	4				第4節	舗装工	6	2	4				第4節				
327	6	2	4	7			6-2-4-7	砂利路盤工											
327								砂利路盤工の施工については、第3編 3-1-7-14 路面路盤工の規定による。								新規		林野庁に準拠	
327	6	2	4	8			6-2-4-8	鉄鋼スラグ路盤工											
327								受注者は、混合スラグ材（鉄鋼スラグと高炉水砕スラグを混合した路盤材）を用いた路盤工を施工する場合は、設計図面によるほか、それぞれの製品及び資材等の特徴に応じ、施工しなければならない。								新規		林野庁に準拠	
329	6	3					第3章	橋梁下部工	6	3					第3章				
329	6	3	1				第1節	適用	6	3	1				第1節				
329	6	3	1	5	2			(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）（国土交通省、平成30年10月）に従い行わなければならない。	6	3	1	5	2		(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」（以下、「要領」という。）に従い行わなければならない。		修正		
356	6	7	1				第7章	林道維持	6	7	1				第7章	林道維持			
361	6	7	6				第6節	標識工	6	7	6				第6節	標識工			
361	6	7	6	1			6-7-6-1	一般事項	6	7	6	1			6-7-6-1	一般事項			
361	6	7	6	1	3			3 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編 3-1-3-6 小型標識工、第3編 3-1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）、第3編 3-1-10-5 土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和4年1月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	6	7	6	1	3		3 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説 第4章 道路標識の設計、施工」（日本道路協会、令和2年6月）の規定、「道路土工要綱第5章施工計画」（日本道路協会、平成21年6月）の規定、第3編 3-1-3-6 小型標識工、3-1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）、3-1-10-5 土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」（全国道路標識・標示業協会、令和元年8月）による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記の統一（該当する編を記載） 発行年月の修正			

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）（図表）新旧対照表

改正（令和6年4月1日適用）										現行（令和5年8月1日適用）										改訂理由																																																																																							
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文																																																																																									
92	3					1	第3編	林業土木工事共通編			3					1	第3編	林業土木工事共通編																																																																																									
92	3	1				1	第1章	一般施工			3	1				1	第1章	一般施工																																																																																									
93	3	1	3			1	第3節	共通的工種			3	1	3			1	第3節	共通的工種																																																																																									
117	3	1	3	29		1	3-1-3-29	籠マット工			3	1	3	29		1	3-1-3-29	籠マット工																																																																																									
119	3	1	3	29	2		表3-1-10	要求性能の確認方法			3	1	3	29	2		表3-1-10	要求性能の確認方法			JISの改正																																																																																						
119	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th colspan="3">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> </tbody> </table>										項目	要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	基準値	母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">要求性能</th> <th colspan="3">確認方法</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>試験条件</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材が健全であること</td> <td>JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> </tr> </tbody> </table>										項目	要求性能	確認方法			試験方法	試験条件	基準値	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと	JISの改正																																																												
項目	要求性能	確認方法																																																																																																									
		試験方法	試験条件	基準値																																																																																																							
母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																																																																							
項目	要求性能	確認方法																																																																																																									
		試験方法	試験条件	基準値																																																																																																							
母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと																																																																																																							
121	3	1	3	29	2		表3-1-12	線材の品質管理試験の内容			3	1	3	29	2		表3-1-12	線材の品質管理試験の内容			JISの改正																																																																																						
121	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 試験箇所</th> <th>試験項目</th> <th>基準値</th> <th>試験方法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工場</td> <td>線径</td> <td>$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線 ※1に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm²以上</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>ねじり特性</td> <td>JIS G 3547 の 4.3</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>巻付性</td> <td>線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>※2</td> <td>原子吸光分析法、または、ICP 発光分析法</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公的試験</td> <td>線径</td> <td>$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm²以上</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> <td>JIS G 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> </tbody> </table>										項目 試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	工場	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	5巻線 ※1に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	ねじり特性	JIS G 3547 の 4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、または、ICP 発光分析法	5巻線に1回	メッキ付着量	※2	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	公的試験	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS G 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 試験箇所</th> <th>試験項目</th> <th>基準値</th> <th>試験方法</th> <th>試験の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">工場</td> <td>線径</td> <td>$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線 ※1に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm²以上</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>ねじり特性</td> <td>JIS G 3547 の 4.3</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>巻付性</td> <td>線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ成分</td> <td>※2</td> <td>原子吸光分析法、または、ICP 発光分析法</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>メッキ付着量</td> <td>※2</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>5巻線に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">公的試験</td> <td>線径</td> <td>$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>290N/mm²以上</td> <td>JIS G 3547 準拠</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> <tr> <td>母材の健全性</td> <td>母材に傷が付いていないこと</td> <td>JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影</td> <td>200巻線に1回</td> </tr> </tbody> </table>										項目 試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	工場	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	5巻線 ※1に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	ねじり特性	JIS G 3547 の 4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、または、ICP 発光分析法	5巻線に1回	メッキ付着量	※2	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	公的試験	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回	JISの改正
項目 試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度																																																																																																							
工場	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	5巻線 ※1に1回																																																																																																							
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																							
	ねじり特性	JIS G 3547 の 4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																							
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																							
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、または、ICP 発光分析法	5巻線に1回																																																																																																							
	メッキ付着量	※2	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																							
公的試験	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																							
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																							
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS G 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回																																																																																																							
項目 試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度																																																																																																							
工場	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	5巻線 ※1に1回																																																																																																							
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																							
	ねじり特性	JIS G 3547 の 4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																							
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																							
	メッキ成分	※2	原子吸光分析法、または、ICP 発光分析法	5巻線に1回																																																																																																							
	メッキ付着量	※2	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回																																																																																																							
公的試験	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																							
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回																																																																																																							
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回																																																																																																							

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）（図表）新旧対照表

改正（令和6年4月1日適用）										現行（令和5年8月1日適用）																																																																																									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文			編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文			改訂理由																																																																														
140	3	1	7				第7節	一般舗装工			3	1	7				第7節	一般舗装工																																																																																	
140	3	1	7	3			3-1-7-3	アスファルト舗装の材料			3	1	7	3			3-1-7-3	アスファルト舗装の材料																																																																																	
142	3	1	7	3	8	1	表3-1-16	下層路盤の品質規格			3	1	7	3	8	1	表3-1-16	下層路盤の品質規格			修正（特記仕様書からの編入）																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">粒状路盤</td> <td rowspan="2">クラッシャーラン、砂利、砂、再生クラッシャーラン等 <u>（注1）～（注4）</u></td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>20以上 [30以上]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">アスファルト再生クラッシャーラン <u>（注1）～（注4）</u></td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>40以上</td> </tr> <tr> <td>グリズリアンダー材の混入率</td> <td>—</td> <td>質量配合 40%以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">クラッシャーラン鉄鋼スラグ(高炉徐冷スラグ)</td> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>30以上</td> </tr> <tr> <td>呈色判定試験</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E002</td> <td>呈色なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">クラッシャーラン鉄鋼スラグ(製鋼スラグ) <u>（注5）</u></td> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>30以上</td> </tr> <tr> <td>水浸膨張比 (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E004</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>エージング期間</td> <td>—</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> </tbody> </table>										工法	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒状路盤	クラッシャーラン、砂利、砂、再生クラッシャーラン等 <u>（注1）～（注4）</u>	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	6以下	修正CBR (%)		舗装調査・試験法便覧 E001	20以上 [30以上]	アスファルト再生クラッシャーラン <u>（注1）～（注4）</u>	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	6以下	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	40以上	グリズリアンダー材の混入率	—	質量配合 40%以下	クラッシャーラン鉄鋼スラグ(高炉徐冷スラグ)	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	30以上	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし	クラッシャーラン鉄鋼スラグ(製鋼スラグ) <u>（注5）</u>	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	30以上	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5以下	エージング期間	—	6ヵ月以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>種別</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">粒状路盤</td> <td rowspan="2">クラッシャーラン、砂利、砂、再生クラッシャーラン等</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>※6以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>※20以上 [30以上]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">アスファルト再生クラッシャーラン</td> <td>PI</td> <td>舗装調査・試験法便覧 F005</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>40以上</td> </tr> <tr> <td>グリズリアンダー材の混入率</td> <td>—</td> <td>質量配合 40%以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">クラッシャーラン鉄鋼スラグ(高炉徐冷スラグ)</td> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>30以上</td> </tr> <tr> <td>呈色判定試験</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E002</td> <td>呈色なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">クラッシャーラン鉄鋼スラグ(製鋼スラグ)</td> <td>修正CBR (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E001</td> <td>30以上</td> </tr> <tr> <td>水浸膨張比 (%)</td> <td>舗装調査・試験法便覧 E004</td> <td>1.5以下</td> </tr> <tr> <td>エージング期間</td> <td>—</td> <td>6ヵ月以上</td> </tr> </tbody> </table>										工法	種別	試験項目	試験方法	規格値	粒状路盤	クラッシャーラン、砂利、砂、再生クラッシャーラン等	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	※6以下	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	※20以上 [30以上]	アスファルト再生クラッシャーラン	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	6以下	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	40以上	グリズリアンダー材の混入率	—	質量配合 40%以下	クラッシャーラン鉄鋼スラグ(高炉徐冷スラグ)	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	30以上	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし	クラッシャーラン鉄鋼スラグ(製鋼スラグ)	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	30以上	水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5以下	エージング期間	—
工法	種別	試験項目	試験方法	規格値																																																																																															
粒状路盤	クラッシャーラン、砂利、砂、再生クラッシャーラン等 <u>（注1）～（注4）</u>	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	6以下																																																																																															
		修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	20以上 [30以上]																																																																																															
	アスファルト再生クラッシャーラン <u>（注1）～（注4）</u>	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	6以下																																																																																															
		修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	40以上																																																																																															
		グリズリアンダー材の混入率	—	質量配合 40%以下																																																																																															
	クラッシャーラン鉄鋼スラグ(高炉徐冷スラグ)	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	30以上																																																																																															
		呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし																																																																																															
	クラッシャーラン鉄鋼スラグ(製鋼スラグ) <u>（注5）</u>	修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	30以上																																																																																															
		水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5以下																																																																																															
		エージング期間	—	6ヵ月以上																																																																																															
	工法	種別	試験項目	試験方法	規格値																																																																																														
	粒状路盤	クラッシャーラン、砂利、砂、再生クラッシャーラン等	PI	舗装調査・試験法便覧 F005	※6以下																																																																																														
修正CBR (%)			舗装調査・試験法便覧 E001	※20以上 [30以上]																																																																																															
アスファルト再生クラッシャーラン		PI	舗装調査・試験法便覧 F005	6以下																																																																																															
		修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	40以上																																																																																															
		グリズリアンダー材の混入率	—	質量配合 40%以下																																																																																															
クラッシャーラン鉄鋼スラグ(高炉徐冷スラグ)		修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	30以上																																																																																															
		呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし																																																																																															
クラッシャーラン鉄鋼スラグ(製鋼スラグ)		修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	30以上																																																																																															
		水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5以下																																																																																															
		エージング期間	—	6ヵ月以上																																																																																															
<p>[注1] 特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当するCBRを修正CBRとする。</p> <p>[注2] 再生クラッシャーランの修正CBRの規格値の値は[]内の数値を適用する。</p> <p>[注3] <u>再生クラッシャーラン及びアスファルト再生クラッシャーランにおいては、再生クラッシャーラン等の材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみPIの規定を適用する。</u></p> <p>[注4] 再生クラッシャーラン等に用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下でなければならない。試験方法はロサンゼルスすり減り試験（粒度は道路用碎石 S-13（13～5mm）のもの）とする。</p> <p>[注5] エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合には、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〔種別〕「クラッシャーラン鉄鋼スラグ」名称の明確化 ・〔試験項目〕クラッシャーラン鉄鋼スラグの修正CBRについて追記 ・「エージング」に関する注記を追加 										<p>[注1] 特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当するCBRを修正CBRとする。</p> <p>[注2] <u>アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャーランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は、修正CBRの規格値の値は[]内の数値を適用する。なお340℃でCBR試験を行う場合は20%以上としてよい。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道地方 …… 20cm ・東北地方 …… 30cm ・その他の地域 …… 40cm <p>[注3] 再生クラッシャーランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下とするものとする。</p> <p>[注4] エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合には、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〔種別〕「クラッシャーラン鉄鋼スラグ」名称の明確化 ・〔試験項目〕クラッシャーラン鉄鋼スラグの修正CBRについて追記 ・「エージング」に関する注記を追加 																																																																																									

新潟県林業土木工事標準仕様書（その1）（図表）新旧対照表

改正（令和6年4月1日適用）							現行（令和5年8月1日適用）							改訂理由	
ページ	編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	編	章	節	条	項以下	編章節条 (項目見出し)		現行条文
206	3	1	15			第15節	法面工（共通）	3	1	15			第15節	法面工（共通）	
206	3	1	15	2		3-1-14-2	植生工	3	1	15	2		3-1-15-2	植生工	
207	3	1	15	2	8	図3-1-5	耳芝	3	1	15	2	8	図3-1-5	耳芝	横断面図の耳芝を見やすく修正